指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所 川井地区国有林材生産協同組合 岩手県宮古市川井第5地割96番地11
- 2. 指名停止措置期間 令和7年1月24日から令和7年3月23日まで(2ヶ月)
- 3. 指名停止措置の範囲 東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

川井地区国有林材生産協同組合は、三陸北部森林管理署長と令和5年5月11日に請負契約を締結した造林事業請負(森林環境保全整備事業 保育間伐(活用型))において、令和5年11月27日に死亡災害を発生させ、令和6年3月13日付けで宮古労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁宮古支部に書類送検された。その後、令和6年12月25日付けで宮古区検察庁からの起訴状のとおり、令和7年1月7日付けで宮古簡易裁判所より略式命令の告知を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1の当該部局の管轄区域内 において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事 故)第7号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

<u> </u>							
	措	置	要	件		期	間
(安全管理措置の						当該認定な	した日から
7 部局発注工事あったため、工事められるとき。		-	-			2週間以上4	

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070